

# 狭あい道路整備に関する基準

平成21年11月25日政策会議決定第39号

改正

平成25年4月1日

平成28年11月1日

## (目的)

第1条 市街化区域内において狭あい道路の存在により安全性・利便性が損なわれている現状を踏まえ、狭あい道路の整備を促進するための必要な事項を定め、その幅員と通行に支障のない形状を確保することにより、安全で良好な住環境の形成に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この基準において、次の各号にあげる用語の意味は、次に定めるところによる。

- (1) 狹あい道路とは、市道認定を受けた道路のうち、幅員が4メートル未満の道路をいう。
- (2) 道路後退線とは、狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線をいう。ただし、当該狭あい道路がその中心線からの水平距離2メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4メートルの線をその道路の境界線とみなす。
- (3) 整備用地とは、狭あい道路の境界と前号に規定する道路後退線で囲まれた土地（すみ切り用地を含む。）をいう。
- (4) すみ切り用地とは、第2号に規定する道路後退線が他の道路境界線（第2号に規定する道路後退線を含む。）と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の用地をいう。

(5) 整備支障物件とは、整備用地にある塀、門、樹木、汚水桁その他これらに類するもので、狭い道路の整備に支障となるものをいう。

(適用範囲)

第3条 本基準は、本市の行政区域内のうち市街化区域において行われる開発行為に適用する。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 木津川市開発指導要綱（平成19年3月12日告示第120号）の適用を受ける開発行為

(2) 木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成19年3月12日告示第181号）の適用を受ける開発行為

(3) 土地区画整理法（昭和29年5月20日法律119号）に基づく土地区画整理事業の施行が予定されている区域若しくは完了した区域で行う開発行為

(4) 国若しくは地方公共団体が行う事業又は公益上必要とする事業で、市長が認めた開発行為

(5) 狹い道路に接する土地の地盤面が狭い道路面に比べ2メートル以上の高さにある場合、当該土地で行う開発行為

(用地の取得等)

第4条 整備用地は、整備用地を所有する者の申請により、他の法令に特別の定めがあるものを除き、市が無償で取得する。

2 市は、整備用地の取得に伴う測量、分筆及び所有権移転登記に要する費用については、市がこれを全額負担する。

(整備支障物件等の措置)

第5条 整備用地を所有する者は、整備用地に存する整備支障物件を移設又は撤去しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、整備用地の整備に伴い道路を保全するために必要となる土羽仕上げ（高さ1メートル未満）に要する費用については、予算の範囲内において市が必要と認める額を物件補償料として負担するものとする。

(道路の整備)

第6条 第4条の規定に基づき市が取得した整備用地の整備費用については、予算の範囲内において市が現況道路に応じた路面の舗装等を行うために必要と認める額を物件補償料として負担するものとする。ただし、整備用地を所有する者から要望があった場合においては、市が現況道路に応じた路面の舗装等を行うことができるものとする。

2 道路の整備は、建築確認申請の確認済証の交付後に建築行為に併せて行うものとする。ただし、既に建築行為が完了し、整備用地において整備支障物件が除去されているものについてはこの限りではない。

(事前協議)

第7条 整備用地を所有する者で申請を行おうとする者は、次の各号に掲げる図書により、市長と協議しなければならない。

- (1) 狹い道路整備に伴う事前協議申請書（別記様式）
- (2) 位置図（縮尺：2500分の1）
- (3) 登記簿謄本
- (4) 公図
- (5) 現況図（平面図・断面図）
- (6) 土地利用計画図（平面図・断面図）

(協議の時期)

第8条 前条の協議は、次に該当する行為を行おうとする日（当該各号の2以上に該当する場合は、そのうち最も早いものを行おうとする日）の30日前までに行わなければならない。ただし、市が認めるものについてはこの限りでない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第8条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の規定に基づく認定又は許可の

申請のうち、規則で定めるもの  
(覚書の締結)

第9条 市と第7条の規定に基づく事前協議を行おうとする申請者は、事前協議が成立した時は、覚書を締結するものとする。

2 前項の覚書は、第5条第2項又は第6条の規定に基づく工事が発生する場合に限り締結するものとする。

#### 附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成28年11月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

別記様式（第7条関係）

## 狭あい道路整備に伴う事前協議申請書

年 月 日

木津川市長 宛て

申請者 住所

氏名

印

狭あい道路整備に関する基準第7条の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 開発行為の対象となる土地の名称	土地の所在	地積 (m <sup>2</sup> )	
		全 体	寄付部分
	合 計		
2 用途地域			
3 対象土地が接する道路の名称等	道路の名称	幅員 (m)	敷地と接する部分の長さ (m)
4 寄付時期	分筆完了後 30 日以内		

### 【関係書類】

- 1 位置図（縮尺：2500分の1）
- 2 登記簿謄本
- 3 公図
- 4 現況図（平面図・断面図）
- 5 土地利用計画図（平面図・断面図）